

地域における法曹養成と法学教育

——「社会生活上の医師」としての法曹像の確立に向けて——

山 口 卓 男⁽¹⁾

1 はじめに

1981年（昭和56年）4月、香川大学に法学部が設置された⁽²⁾。このことは、当時の法学雑誌に、「高等裁判所の置かれる都市で法学系学部のない唯一のところとして、戦後35年、その設置が大学及び地元の悲願であった⁽³⁾」と紹介されている。これは、1970年代末からの、広島、熊本、新潟等、国立大学に法学部を新設する一連の流れの中にも位置づけられる。

1949年の新制大学発足当時、国立大学の法学部は、東京、京都、東北、九州、神戸の5校にしかなく、その後、若干の増加はあったものの、長らくその数は抑制されていた。他方、私立大学においては、法学部の設置が相次いだが、多くは大都市部に偏在していた。このような中、国立大学に

(1) 東京弁護士会会員。弁護士法人筑波アカデミア法律事務所代表。筑波大学非常勤講師。元司法研修所教官。日本弁護士連合会法科大学院センター副委員長。

(2) <https://www.kagawa-u.ac.jp/information/outline/development/>（最終閲覧日：令和3年11月5日）

(3) 斎藤諦淳「エリートの学部から大衆の学部へ－法学部の推移と展望－」月刊法学教室1980年12月号（第3号）77頁。

においても、学部学科構成の不均衡を是正し、地域のニーズに対応する見地から、人文・社会系学部の増設が課題となり、ようやく上述の法学部新設の流れにつながっていく⁽⁴⁾。こうして、法学部の総定員は増大していくが⁽⁵⁾、法曹の養成数はほぼ一定（毎年 500 人程度）で推移し、法学部教育と法曹養成が乖離した状況は固定化する。

ところが、2001 年に始まった司法制度改革によって、状況は一変する。法曹養成制度が刷新され、全国に 74 校もの法曹養成専門機関（法科大学院）が誕生したのである。しかし、新制度の法曹増員計画には批判も強く、増員の基盤となる法科大学院には「乱立」との批判が浴びせられた。これに対し、新制度推進派からの 1 つの論駁として、地方小規模校の存続を主張する文脈において、法科大学院の地域適正配置という視点が提出された。しかし、ほどなく、法科大学院は全般的な定員削減とともに、小規模校から募集停止が相次ぐ局面に転じ、地域適正配置の議論が深められることはなかった。

このような背景を踏まえ、本稿では、司法制度改革開始から 20 年を経た現時点に立って、法曹養成・法学教育と地域との関係を改めて問い直すこととしたい。

2 問題の所在

法学教育ないし法曹養成において、従来、「地域」という視点は、極めて希薄であったように思われる。これは、医学教育・医師養成で、常に地域との関係が意識されてきたことと対照的である。

すなわち、医学の領域では、全国にくまなく医大・医学部が配置され、しかも、各校の定員は 1 学年 100 人前後とされ、各地域で医師が養成され

(4) 前掲・斎藤 77-80 頁。

(5) 2001 年の司法制度改革意見書（後出）には、「全国 93 大学に置かれている法学部では、1 学年約 4 万 5 千人が学んで」との記述が見られる（71 頁）。

るように制度的に仕組まれている。これに対し、法学の領域では、一方で、大都市部の私立大学法学部が圧倒的に大きな定員を擁し、他方で、国立大学においても、法学部は大都市の大規模校に多く、全国各地で法学が学べるような制度上の保障はない。この構造は、法科大学院についても基本的に変わらない。

同じく専門職の養成でありながら、このような差異が生まれた原因はどこにあるのか。また、このような差異が存在し続ける状況が、あるべき姿なのかどうか。以下に検討する。

3 医療の地域性と「一県一医大構想」

医療は、すべての人にとって不可欠なものであるから、どの地域においても等しく提供されなければならないとの観念は、一般的なものである。しかし、医療の担い手である医師は、高度の専門職であって、その養成には多大な時間と労力を要するから、社会的資源としては有限・希少であると言える。有限・希少な資源であれば、何らかの策を講じなければ、それは有利な立地に集中するのが自然な流れであり、医師が大都市部に偏在するようになることは避けられない。

そこで、医療に関しては、古くから医師及び医療の偏在解消が叫ばれ、そのための具体的な方策が検討され、実施されてきた。1つの方向性としては、自治医科大学（昭和47年設立）⁽⁶⁾や「へき地医療拠点病院」⁽⁷⁾などの設置による誘導策があるが、最も根本的で恒常的な解決策は、各地に医科大学・医学部を置くことである。そこで、政府は、「経済社会基本計画－活力ある福祉社会のために－」⁽⁸⁾（昭和48年2月13日閣議決定）において、

(6) <https://www.jichi.ac.jp/gaiyo/>（最終閲覧日：令和3年11月4日）

(7) https://www.soumu.go.jp/main_content/000513101.pdf（最終閲覧日：令和3年11月4日）

(8) <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/67.pdf>（最終閲覧日：令和3年11月3日）

いわゆる「一県一医大構想」⁽⁹⁾を打ち出し、各県に少なくとも1校の医科大学・医学部を設置する目標を掲げ、国立医科大学・医学部の新設を軸として、これを推進した。

医科大学・医学部は、まず、附属病院を擁することで、自ら地域に医療サービスを直接的に提供するし、これが中核的な拠点となって地域医療のネットワークが構築されるから、地域の医療水準を高める上で、その存在意義は極めて大きい。また、ここでは同時に研究活動も行われるので、それぞれの気候・風土、また文化・生活習慣を踏まえた研究成果が、地域住民に還元されることも期待できる。さらに、地域に教育拠点(学校)があることにより、地域への人材の供給・定着⁽¹⁰⁾・⁽¹¹⁾に資する効果があることも疑いないであろう。

なお、上記は、地域にとって医科大学・医学部を誘致することのメリットであり、これは自明のことである。しかし、逆に、教育拠点(学校)の側にとっても、地域を基盤とすることのメリットは大きいと考えられるが、この側面はあまり意識されていない。教育が地域からメリットを受ける関係については、次項に素描する。

(9) 第1表「計画期間中における目標水準及び整備水準」において、「医科大学については、計画期間中に医科大学(医学部)のない県を解消することを目途として、整備を進める」と明記された。

(10) もっとも、卒業生が出身校の所在地にとどまる保証はなく、その効果には限界がある(地元定着率は学校ごとの差異も大きいようである)。なお、地域への人材供給・定着を確保するため、入学者選抜において「地域枠」を設けるなどの方策がとられているが、これには大都市の医大と地方の自治体とが協定するパターンもあり、養成地と就業地が同じとは限らない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000607931.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000180474.pdf>
(最終閲覧日：令和3年11月4日)

(11) 例えば、香川大学では、「医療人の育成」とともに「生涯研修の場を提供」することを目標に掲げている。<http://www.med.kagawa-u.ac.jp/hosp/about/rinen/>(最終閲覧日：令和3年12月12日)専門職にとって、その水準を維持するため、生涯学び続けられる環境の存在は、地域定着の重要な動機となりうる。

4 医学教育の特質と地域とのつながり

人の命を預かる医師の養成においては、人材は十分な労力をかけて丁寧⁽¹²⁾に育成されなければならない。ここでは、自らも資格を持ったプロフェッショナルである教員が、人間的な打ち合いの中で人材を錬成するほかないので、教育の効率を論じることは困難である。カリキュラム的にも、解剖や病院実習などが必須とされ、大教室でのマスプロ授業には適さない内容が多い。こうした事情から、1校の入学定員には自ずと合理的な限界があり、全校合計の定員単数が政策的に変動することはあっても、各校の定員は概ね100人前後で推移し、大きく増えることはない⁽¹⁴⁾。

このように、医学教育の領域では、人材の「促成栽培」や「集中・大量生産」の考え方は無縁であって、少人数の学生に膨大な教育資源が投入されるが、その濃密な教育活動の基盤として重要なのが附属病院である。すなわち、医学教育では実習の比重が大きいが、その実習の場となるのが附属病院であって、日々現実の医療活動が行われる中で、学生に教育・訓練が提供される仕組みになっている。つまり、地域における医療の実践の場が、同時に教育・訓練の場でもあって、医療が地域に向けて展開される以上、教育もこれに随伴して、地域を基盤に成り立つ関係にある。

このように、附属病院は地域に医療を提供し、地域は教育素材を提供するという相互関係にあるが、教育の側面だけ見ると、学生は明らかに教育

(12) 帝京大学医学部の高田真二教授（医学教育センター）は、「プロフェッショナルを育てるには、教える側にもものすごく人手も要りますし、手間もかけなければいけません」と指摘する。高田＝山口（対談）「プロフェッショナルを育成すること」Lisa（メディカル・サイエンス・インターナショナル、2018年7月）717頁。

(13) https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/hearing_s/260121_igaku.pdf [内閣府地方創生推進事務局]（最終閲覧日：令和3年12月12日）

(14) 80人から120人程度である。https://www.mext.go.jp/content/1422563_04.pdf（最終閲覧日：令和3年12月12日）。これに対し、法科大学院では、大都市部に定員200人を超える校がある一方で、地方では10人台の校もあり、定員に関する特段のポリシーは見いだせない。https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/_/icsFiles/afieldfile/2018/11/13/1411055_002.pdf（最終閲覧日：令和3年12月12日）

上の恩恵を受けているものの、患者の側が訓練中の学生から直接に（医療上の）メリットを受ける関係にはない⁽¹⁵⁾。その見返りは、間接的に、育成された人材（の相当数）が地域に定着し、地域医療が強化・充実されることである。

ともあれ、医学教育と地域とは、附属病院を結節点として不可分に結びついていると言える。そして、この結節点たる附属病院は（研究・教育力を併せ持つ）高い水準の医療機関として有限な社会資源であるから、各地の医療の需要に応じて、全国に均等に配分・配置される必要がある。そうすると、これに随伴する教育の場（学校）も、全国に分散して立地する結果となる。

5 医師と法曹の養成教育の対比

医師は、「人の命を預かる」という職責の重さから、その養成のためには少人数によって実習を重視した念入りな教育が要請され、ここから教育と地域とのつながりも帰結される。これに対し、法曹の職務も、「人の人生を左右する」重さを持つものであるが、法曹の養成教育と地域との関係はとくに意識されることがないように見える。このような差異が生じた原因はどこにあるのか。

その背景としては、わが国では、一般市民にとって、リーガル・サービス（そこでイメージされる具体的な内容は、主として裁判所を舞台とした訴訟代理人としての活動である）を利用する機会がごく乏しく、法曹は身近な存在ではなかったから（その原因は次項で述べる）、法曹という職業人に関して具体的なイメージを形成しにくい状況にあったことが挙げられる。そのため、法曹像はごく抽象的なものとなり、素朴な発想として、法

(15) 学生は資格取得前であり、医療行為を行えないから患者にメリットがないことは、むしろ当然である。しかし、学生が関与することで患者に不利益をもたらすことは厳禁とされる。

曹の本質は法的知識にあると観念され、紛争事象に対する分析力や対人技能、また、知識・技能の軸となる職業的人格（法曹倫理を基礎に置く）のあり方にまで意識が及ばないことになる。そして、このような偏頗な法曹観からは、法曹教育は法規に関する知識を獲得することをもって足りるかのような誤った理解が生じる。

このような理解は、在来の（領域を問わず）知識獲得を目的とする（知識偏重の）教育観と通底するものであって、教育方法としては、大教室での講壇型授業で十分であり、かつ、それが効率的であるという認識につながる。さらに進んで、もし知識獲得の能率だけを考えるのであれば、学校という場すら必要なく、自学自習（暗記学習）の成果を試験によって実証すれば足りるということになる。これは、試験万能主義にほかならず、そもそも学校における教育の意義を否定することに通じる。また、このような立場からは、技能や倫理に関する修練の視点は脱落し、少人数による実習や教員との人間的打ち合いの意義・必要性などは理解されない。

そして、法曹が常に身近にいる環境は（未だ経験したことがなく）切実には求められていないので、地域に教育拠点があるかないか、専門職がどこで養成されどこに偏在しているか等の問題への関心も、概して希薄となる。かえって、情報化が先に進行し、地域的な情報ギャップが急速に埋まりつつある現代では、知識の入手に困難はないから、法曹が「知識だけ持っている人」としてイメージされている限り、法曹が身近にいてくれなくてもかまわない（知識だけならどんな方法・経路で取得してもかまわないから、わざわざ「その人」と会って、じっくり話をする必要はない）という方向に傾きがちである。⁽¹⁶⁾人は、現実⁽¹⁷⁾に自分と対面して、事実⁽¹⁷⁾に即して知恵

(16) これを戯画的に表現すれば「六法全書をすべて暗記している人」というようなイメージであるが、そのようなことは現実には不可能であり、また、実務上、必要でもない。六法は、必要に応じて参照すればよく（もっとも、現代では、情報源として、六法だけで足りるはずもない）、求められているのは、事案に即して、関連する（検討を必要とする）法令を探し当てられる能力や、初めて見た条文でも縦横に読み解ける能力である。

(専門職としての確かな経験に裏付けられたもの)を出して、解決の方途を一緒に(悩みながら)考えてくれる人でなければ、身近にいて欲しいとは思わないであろうからである。⁽¹⁸⁾

以上のような旧来の通念に従えば、法曹の教育拠点を各地域に配置すべき要請が導かれることはなく、拠点を絞って(それは大都市の大規模校にならざるをえない)、ここに学生を集めて集中的に教育するのが効率的であるとの発想に傾く。⁽¹⁹⁾このような議論の「土俵」の上では、仮に地域を論じるとしても、それは、居住する地域によって学習機会が狭められてはならないという、およそ教育全般に通じる一般的な議論の域を出ることはない。⁽²⁰⁾

しかし、上述のとおり、旧来の通念における法曹観はかなり不完全なものであり、そこから派生する法曹養成教育のイメージも現実に即したものではない。特に、情報化の進んだ現代においては、知識の有無や多寡は専門家と素人を分かち決定的な決め手にはならない。むしろ、必要な知識・情報を効率的に集め、その意味や価値を正しく判別・吟味し、これを的確に使いこなして解釈論を展開する技術、法的な思考を駆使して社会に生起する種々の問題を解決する能力を身に付けていることが重要となる。ま

(17) しかし、インターネット上には、精度の著しく異なる膨大な(虚実の)情報が混在・氾濫しており、その中から正しく有益な情報を選別・評価して活用するのは、専門的な教育・訓練を受けていない素人にとって容易なことではない。現状は、危うい「民間療法」が蔓延している状況に類する。

(18) 医師であれば、診断、処方、施術、投薬等の現実の医療を提供してくれるから、その有難みは日常生活の中でごく自然に体感されている。したがって、その地域配置の必要性を誰も疑わない。

(19) しかも、優れた教師が希少資源であるとするなら、良質の授業を多数の学生に提供できるので、教育の質を高める効果が期待できるというような論法も説得力をもってくる。

(20) 2020年に始まったコロナ禍の下で、大学では「オンライン授業」が急速に普及した。法科大学院でも、多くの授業においてWEBシステムの活用が進んだが、多くが比較的スムーズに開講できた。そのことは、皮肉にも、伝統的な一方向型の授業形態が未だに少なくない実態を露呈した。しかし、現代のICTシステムは、縦横な対話型の授業にも対応可能であり、教員の授業技能の向上を図ることが本筋であろう。

た、法曹の職務は、社会における人と人との関係を対象として取り扱うものであるから、社会事象に対する理解力・分析力や、対人技能（高度のコミュニケーション能力⁽²¹⁾と、人間心理に対する洞察力⁽²²⁾に裏打ちされたもの）の習得は必須である。そして、リーガル・サービスは、具体的には、法曹という1個の具体的人格の発現としての「人の振る舞い」によって実現されるから、教育の目標（到達点）としては、精選された確かな知識と専門的な基本技能とが、これを指導する職業倫理を軸として職業的人格の中に統合されていなければならない。

こうして、知識・技能・倫理を職業人格として統合する教育を受け、養成された法曹は、1個の生身の人間として、一般の人々と向き合い、現実社会の中で法を実践し、法の支配を実現する担い手となる。このような専門職業人は、社会の隅々まで、あらゆる地域や領域に身を置いて活動することが、その社会的使命を果たす所以である。特に、複雑・高度化した現代社会において、その必要性はとみに高まっており、一般市民が、日常的に、気軽に法曹のサポートを受けられる環境にないことは、極めて危うい状況であると言うべきである。すなわち、超高齢化社会が現出するとともに、民間での電子商取引や官公庁での電子手続が急速に普及する状況で、例えば、高齢者が詐欺的取引の被害に逢う等の事態も頻発しているところ、消費者法による保護や、警察による摘発、行政による事業者の規制などは、常に現象の後追いにならざるをえないからである。

このような（市民に身近な相談役としての）法曹像に立って、その養成課程をイメージするときには、医師と法曹の間に（もちろん、身に付けるべき知識・技能の内容は異なるが）対人専門職としての本質において共通のコアがあることが意識に上ってくる。そうであれば、医師の養成プロセス

(21) いわゆる「雄弁術」のようなものとは異なる。伝えるべき内容と対象を適切に選別し、複雑な内容をわかりやすく正確に表現し、依頼者や相手方に適時に伝達できるような能力が想定される。

(22) これは人間の行動予測の基礎となる。現実の紛争を解決するには、法理論を駆使でるだけでなく、人と社会を動かす行動科学の素養も必要である。

が、歴史的・経験的に合目的なものとして（先行して）形成されてきたとすれば、法曹の養成方法も、その基本的な構造は共通であるべきものと考えられる。その共通のコアは、対人専門職としての本質が要請するところとして、人と人の打ち合いによる少人数教育であって、地域を基盤とする実習の現場を持つことである。

6 「小さな司法」のポリシーとその限界⁽²³⁾

法曹も、医師と同じく高度の専門職であり、人の人生にかかわる職責の重さという点ではこれと比肩される。しかし、その身近さや日常性、あるいは一生の間に必要とされる頻度において、両者には大きな差異がある。つまり、法曹が提供するサービス（特に訴訟に関するもの）は、医療のように、身近で生活に不可欠なものとは考えられておらず、生涯利用しないですむことも多い（そして、誰もが、トラブルに巻き込まれたくはないので、一般にその方が望ましいと考えられている）、ごく非日常的なサービスにすぎなかった。

これは、わが国の司法制度の成り立ちとも関連する。わが国において、近代的司法制度は、明治期に欧州を範として導入（輸入）されたもので、もともと国内での民衆の基盤を持つものではなかった。この制度は、導入以来、百年を超える歴史を経て、日本的な独自の発展を遂げてきたものの、一般の人々にとっては縁遠い存在であり続けた。それは、わが国の統治システムにおいて、行政権による事前規制が主要な位置を占め、司法による事後審査は補完的な位置づけとなっていたからである。また、法曹の役割は訴訟による紛争解決（訴訟代理人としての業務）を中心に限定的に捉え

(23) 小さな司法とその脱却の歴史的概観について、拙稿「リーガルサービスの未充足と新人法曹の就職難－日本における矛盾する課題－」臨床法学セミナー 13号（早稲田大学臨床法学研究所、2018年12月）56-57頁。また、隣接別種問題について、同61-62頁。

られており、訴訟以外の（紛争性を持たない）法的サービスは、司法書士、行政書士、税理士、弁理士等の多数の「隣接職種」に分野別に割り振られており、「めったに弁護士を必要としない」社会システムが構築されていた。これら隣接職種は、基本的には、いずれも紛争解決を職務内容としなが、構造的に一方で法曹の数を絞り、他方で多くの隣接職種を設けるということは、もともと「紛争の少ない社会」を理想とし、それを前提としたシステムであることがわかる。いわば「小さな司法」がポリシーとして選択されてきたわけであるが、これは、社会・経済の成長・発展期において、できるだけ紛争を顕在化させず、解決に伴うコストの発生を抑制する意味で、経済的効率のよい仕組みであったと言える。

しかし、わが国の経済規模が飛躍的に発展したにもかかわらず、司法が依然として小さいままなのはいかにもバランスを欠いているし、社会が成熟・複雑化してくると、今まで潜在していた矛盾や葛藤が顕在化を始め、従来のような「揉め事の少ない」社会を維持することは難しくなってくる。これと、肥大化した行政機構をスリム化する要請とが相俟って、社会を事前規制型から事後審査型へ転換する方向にポリシーが転換され、司法権を強化することが政策目標に上ってくる。このような、行政改革・構造改革の流れが背景にあって、今次の司法制度改革が動き出すことになる。

7 「社会生活上の医師」とその教育方法

政府の司法制度改革の理念と構想は、2001年の「司法制度審議会意見書」⁽²⁴⁾（以下「意見書」という）に表現されている。意見書では、「法の精神、法の支配が、…あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息

(24) 行政が国民に提供するサービスは多くが無償であり、そのコストは国家財政の負担となる。これに対し、司法においては、裁判所は国が設営するものの、訴訟費用や弁護士費用は私費で賄われ、国民の自助自立が基本となる。ここでは、国民は、国に保護してもらう存在ではなく、自らの労力と費用負担で自らの権利を守らなければならないという自由主義の思想が根底にある。

づくようになる」ことを目指すとし(意見書3頁), その担い手が法曹であり, いわば「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべきものと位置付けている(意見書7頁)。ここで, 法曹を, 医師に比肩するものとして, 国民にとって身近で必要不可欠なサービス提供者と捉えるべきことが, 明確に宣言されていることが, 注目に値する。

こうして, 司法制度改革においては, 「法の支配」(司法)を国の隅々にまで行き渡らせることを目指すとされるが, そうであれば, 法曹の地域配置と養成地の関係についても配慮されなければならないはずである。ところが, 意見書は「国民が利用者として容易に司法へアクセスすることができ」るために「人的基盤の拡充」が必要であるとするものの(意見書14頁), その実現方法について, 法曹の質的充実と量的増大を目標に掲げるにとどまる(意見書56頁)。「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮する」(意見書69頁)との記述も見られるが, これは「公平性, 開放性, 多様性の確保」(言い換えれば, 学習機会の保障)という文脈であって, プロフェッショナル教育と地域との深い関係性までは意識されていない。そのため, 例えば1県に1校というような, 具体的な目標が設定されるには至らず, 「法科大学院が設置される地域以外の地域の居住者等にも法曹となる機会を実効的に保障できるように配慮すること」とする観念的なスローガンにとどまっている。

これは, 改革が目指す新しい法曹像と社会観が未だ現出していない段階にあって, 法曹教育の方法論に関して十分に具体的なイメージが形成されるに至らず, 旧来の法曹像や教育観に引きずられた結果(残滓)と見られる。しかし, 司法制度改革は, 法曹増員によって各地に「社会生活上の医師」たる法曹が行き渡ることを目指しており, その基盤たる法曹養成のあり方として, 地域に根ざしたものとなることは, むしろ改革の理念をさら

(25) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書-21世紀の日本を支える司法制度-」(平成13年6月12日)。https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdf-dex.html (最終閲覧日: 令和3年11月3日)

に一歩先を進めるものと言える。

8 旧制度における法曹養成

わが国の法学部は、従前、地域的に偏在していたが、現在では、全国にわたり多数の法学部ないし法学系学部が設置されている。ただ、法学部は法曹の養成を直接の目的とはしないので、医学部と対比して論じるのは適切でない。

法学部の法曹養成における位置づけとしては、以下のような関係として捉えることができる。まず、旧司法試験（第2次試験）の受験資格において、法学部卒業は要件とはされていなかった（大学の教養課程修了で足りた。その他、旧制の高等教育諸学校の卒業者にも受験資格が与えられていた）が、実際の結果は、大都市の法学部（大規模校）出身者が合格実績の多数を占めていた。これは、法学部の課程を普通にこなして、その延長線上に自然に達成された成果ではなく、課程外の膨大な自学自習（受験団体等での答案練習等を含む）の領域（制度化されない学修過程）⁽²⁶⁾を経た結果であった。そして、受験競争が年々熾烈化し、予備校全盛の時代⁽²⁷⁾に入ると、情報戦の色彩が強まり、受験者の大都市集中にも拍車がかかることになる。

この「制度化されない学修過程」における作業は、主として知識の獲得に向けられたものであるから、指導者による訓練は必要とせず、自学自習や予備校勉強（ビデオ講義でもよい）で対応可能であった。ただ、その位置づけは、司法試験に合格しただけでは法曹資格が与えられない制度上、あくまで法曹養成の準備プロセスに過ぎず、法曹養成課程そのものではな

(26) 意見書は、「司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなった」と指摘する（61頁）。

(27) この現象を捉えて、意見書は「司法試験という『点』のみによる選抜」と表現し、「受験技術優先の傾向が顕著」になっている状況を克服するために「プロセス」による養成への転換を提言している（61-62頁）。

かった。それにもかかわらず、この作業が膨大であったことから、知識獲得が法曹養成の本体であるかのような誤解を生じさせる一因になったと思われる。しかし、受験勉強にいかにも膨大な労力を要したとしても、これで専門職業人たる法曹の養成が完結するものではなく、法曹養成には生身の指導者による訓練を不可欠とするという本質は、制度の新旧を問わず変わらないコアの部分である。

ところで、旧制度（司法制度改革前）においては、制度上、専門法曹の養成機関と言えるものは司法研修所だけであった。その施設は、全国に1か所しかなく、地域と教育という視点からは、一極集中の最たるものとも見える。しかし、司法修習のプロセスは、司法研修所での前期・後期の座学と各地の裁判所・検察庁・弁護士会に配属されての実務訓練の2つの部分で構成されており、このうち、座学は前期・後期の各4か月だけであり、中間の16か月は、各地で現役の実務家たちが指導にあたっていたから、実質において「地域における養成」が実現されていたと言える。ここでは、司法修習生が少人数ごとに各地に分散することで、実体験とともに充実した訓練を受けることが狙いであった。法曹(弁護士)の地域定着を促す効果は正面から目的とはされていなかったが、事実上、一定の効果はあったと見られる。ただ、当時は、法曹の養成総数が圧倒的に少なかったから、人材が各地にくまなく行き渡るといった結果は、もとより期待できなかった。

9 新制度における法曹教育の現状

司法制度改革後の新制度では、新たに創設された法科大学院は、旧来の法学部とは異なり、明確に法曹養成の中核的機関と位置付けられた（意見書 62 頁）⁽²⁸⁾。しかし、法科大学院について、意見書は「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮する」（69 頁）との述べるものの、制度的に、地域適

(28) この位置づけは、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）第 2 条 1 号において成文化されている。

正配置を現実に確保するための具体的な手立ては用意されておらず、実際の設置状況を見ても、大都市部への偏在傾向が顕著となっている⁽²⁹⁾。法曹養成が知識の伝授を中心に捉えられている限り、その作業が一極集中ではない理由は見出しがたく、地域適正配置も（学修機会の保障の文脈での）観念的なレベルにとどまらざるをえない。

しかし、法科大学院は、「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクール」（意見書 62 頁）であり、その意味で、（職種は違うが）医学部と同種の学校として位置づけられている。そこでは、「実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分…をも併せて実施する」とされ、「実務との架橋を強く意識した教育」を行うべきものとされる（意見書 66-67 頁）。これが「理論と実務の架橋」の理念であるが、ここで言われる「法理論教育」も実務の視点に導かれたものであり、旧来の法学部教育とは異なるし、「実務導入教育」も実務そのものの職業訓練ではないことに注意を要する。

このような構成からは、知識勉強のみで足りるとの観念は導かれないはずであるが、理論と実務の架橋の理念が十分に咀嚼され、血肉化されることがなかったため、法科大学院は、未だプロフェッショナル・スクールとしての実体を確立するに至っていない。すなわち、法学部は法曹養成を目的とはしていなかったから、同じ実定法科目であっても、そこでの理論教育がそのまま法科大学院に適する保証はない。しかし、法科大学院ではこれに対する十分な検証を経ないまま、実務科目をこれに継ぎ足すことでカリキュラムが編成された。旧来の法学部教育は、法律関係の客観的・理論的分析を主眼とするが、法科大学院では、その分析を踏まえた上で、当事者の立場に立って、事案に即して現実の紛争を解決するという実務家としての視点を持たなければならない。また、実務では実体法と手続法は一体

(29) 令和3年度に学生募集のあった35校中、東京(15校)、近畿圏(8校)、名古屋(4校)までで77%を占めるのに対し、東北地方には東北大1校、日本海側には金沢大1校であり、その設置状況には地域的な偏りが生じている。

として活用されるし、立証責任の分配と証拠による事実認定の視点も重要である。つまり、実定法科目についても、こうした実践的視点からの再構成が必要であり、その上で、理論科目と実務科目がしっかりと組み合わせられ、融合が図られなければならなかった。しかし、現実にはその作業が十分に行われることはなく、結局、法学部から継承した実定法科目・法理論科目のラインナップに、新たに実務科目を加えて並置しただけで、法科大学院教育がスタートしてしまった。これは、カリキュラムの構成としては、単に個別科目を並列しただけであって、全体の統合を欠き、本来一体であるべき法曹養成教育の実質が、科目ごとに細分化され、互いに分断された結果となっている⁽³⁰⁾。

確かに、教える側にとっては、理論と実務にわたる科目統合の作業は難しく、研究者・実務家の教員間の協議の労力も膨大であるから、細分化された科目を並列しただけの分断型カリキュラムの方が運用しやすい面はある。あとは、学生の自助努力に任せ、個別科目の履修を続けた結果、ある時点で、学生たちの頭の中で自然に融合現象が起きるのを期待したいところだが、現実には、多くの学生にとって、そうはなっていない。それは、知識を片端から詰め込んで行っても、その使い方がわからないままでは、知識の定着も理解の深化もなく、さらに思考方法の獲得までは至らないということの意味する。理論教育に実務の視点を取り入れることの効用は、知識の使い方を示すことにあり、法科大学院の教育力が弱いのは、これを欠くところから来るものと考えられる⁽³¹⁾。

ともあれ、法科大学院において教育力の強化が急務であることは、(その原因の分析は別として) 現在では広く意識されている。その対応策として、多くの法科大学院では、さらに理論教育(知識の獲得)を強化する方

(30) 文部科学省の平成 20 年度 21 年度の大学改革推進事業として、京都・東京・神戸の 3 大学による共同研究「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」が実施され、「共通の到達目標モデル」(第二次案修正案)が公表されたが、科目並列・分断の問題は解消されていない。https://www.lskyokai.jp/info_101019/ (最終閲覧日: 令和 3 年 12 月 16 日)

向に走り、実務の視点は希薄化する傾向にある。しかし、目指すべき方向は、理論教育と実務教育との融合・統合であって、科目細分の分断型教育の弊は克服されなければならないから、現在の流れは逆方向に向かうものである。そして、より本質的には、法科大学院から実務の視点が脱落することは、法曹養成機関としての自己否定につながるものが意識されるべきである。

10 司法修習との関係

法科大学院の実務導入教育は、要件事実論や事実認定論をその主要内容とするが、これらは法学部で教えられていたものではなく、司法研修所での教育に由来するものである。これに加えて、法科大学院にはリーガル・クリニック、エクスターンシップ、ローヤリング等の臨床系科目も置かれており、（選択科目ながら）専門職教育としての実質を担保する役割を担っている。臨床系科目は、各科目名からもわかるとおり、米国のロースクールに範をとって導入されたものである。しかし、わが国には司法修習における実務修習の伝統があり、臨床教育を受け入れる素地・基盤はあらかじめ備わっていた。つまり、わが国の法科大学院教育は、法学部の理論教育のほか、司法修習（司法研修所での座学と配属地での実務修習）と米国のロースクール教育という3つの淵源を持っていることになる。

(31) 法科大学院の教育力の弱さは、いわゆる「未修者問題」（法学未修者と既修者の学力差）に端的に表れている。法科大学院は完結した教育課程として、純粹未修者を期間内に目標に到達させるのが任務であるから、既修者中心の現状は機能不全というほかになく、このことは、司法試験の合格率の差異となって表れている。例えば、令和3年の対受験者合格率の平均は、既修者が56.7%なのに対し、未修者は32.8%である。
<https://www.moj.go.jp/content/001355254.pdf>（最終閲覧日：令和3年12月12日）

(32) 司法試験も、単に「知識」だけを問うものではなく、「思考力、分析力、表現力等」を問うこととされている（意見書72頁）。ただ、受験者の多くが知識詰め込みの暗記勉強に走るようになれば、この理念を現実の試験に反映させるのは、難しくなってくるかもしれない。

ところで、新制度は司法修習を残置したので、法科大学院教育と司法修習の役割分担を明確にする必要が生じたが、両者の「有機的連携」との理念があるだけで、⁽³³⁾具体的な線引きが明示されなかったために、法科大学院教育に混乱が生じ、その結果、司法修習の側にも想定外の負荷がかかるという悪循環が生じている。すなわち、「理論は学校で、実務は修習で」という誤った単純化が広まり、法科大学院の実務離れの傾向が正当化された。しかし、他方で、司法修習の期間は2年から1年に短縮され、その実質は大きく変容した。⁽³⁴⁾すなわち、司法修習の本体は実務修習であるが、そのコンセプトは、修習生に実務の現場を経験させることで、事件処理の基礎を身に付けさせるものであった。しかし、現場の実務は1クール2か月というような短いスパンに合わせて動いてはいないから、現場で教育素材として有益な事象に遭遇する機会は、期間減少に比例する以上に減少し(事象遭遇率の問題)、⁽³⁵⁾経験学習としての効用は、大きく減殺されているのが実情である。

このことは、容易に予想できたところであるが、それを補うのは、⁽³⁶⁾制度上、法科大学院の役割として想定されていたことは疑いがない。ところが、法科大学院の側では、後に司法修習があることを理由に、実務教育に消極的な姿勢を取り続けた。しかし、法科大学院教育の本質は、実務の視点に導かれた理論教育であって、実務(技能)訓練そのものではない。したがって、実務を目前に控えた段階の訓練である司法修習とは、その性質・内容

(33) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)第2条3号。また、意見書も、司法修習のうち集合修習は「法科大学院での教育内容を踏まえ」るべきものとし、その「役割分担の在り方については、今後、…随時見直していくことが望ましい」(75頁)とするにとどまる。

(34) 意見書も、司法修習の中で「実務修習を中核として位置づける」(75頁)としている。

(35) 拙稿「臨床教育と司法修習—その分業と連携」臨床法学セミナー第9号(早稲田大学臨床法学教育研究所、2010年12月)31-32頁。

(36) 実務界には、修習期間を旧に復し、修習の教育力を強化すべきとの主張が根強くあるが、これは司法制度改革の流れと逆行するものである。

が異なることは当然である。それにもかかわらず、法科大学院が、理論教育の強化を名目に、実務的視点の取り込みを怠っている現状は、与えられた役割を放棄することにほかならない。つまり、司法修習がその役割を減じた部分は、形を変えて法科大学院が補うことが制度的に予定されているところ、法科大学院も本来あるべき水準から後退したために、教育に空隙が生じてしまっている。最近の司法修習生の課題としては、具体的事実に基づいて法理論を構築すること（事実と理論の往還）を苦手とする傾向が挙げられるが³⁷⁾、その基礎的素養は、現行制度の下では、法科大学院教育によって修得されるべきものと考えられる。

11 臨床教育と地域

法科大学院教育の本質は、「理論と実務の架橋」、その内容を、実務の視点による法理論教育の再構築であり、両者の深い次元での融合・統合である。この作業は、本来きわめて困難なものであるが、臨床教育を実践する中で自然と実現される可能性がある。すなわち、事件受任型（ライブ・クライアント型）のリーガル・クリニック授業では、学生は現実の事件・当事者に触れて、実際の事件処理の一部を見聞することができるが、ここで、事件解決に向けた実務の視点を知り、そこから理論に戻ることで、事実と理論を往還する思考方法が体得される。そして、この思考方法をもって、他の理論科目の学修にも取り組むことで、その理解の定着と深化が格段に進むことが期待できる。また、クリニック授業は、その実践を通じて新しい教材や教育手法を生成し、対話型授業に熟達した新しいタイプの教員を養成する基盤ともなりうる。

このように、事件受任型のクリニックは法科大学院に実務的思考や素材

³⁷⁾ 最高裁判所第38回司法修習委員会における山口発言（議事録9頁）。<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/2020/011112gijiroku.pdf>（最終閲覧日：令和3年12月15日）

を供給する重要な機能を有するが、その実践の「場」が必要である。それは、言うまでもなく法律事務所であるが、大学内に教育のための法律事務所を設置している校は少数である⁽³⁸⁾。教育のための法律事務所は、希少資源であるとは言え、数校で共同利用することはできるし、業務委託の形式で外部事務所と連携することもできる。しかし、現状では、法律事務所の必要性は十分に認識されておらず、普及にはまだ時間を要するものと思われる。

リーガル・クリニックの授業を軸として実務教育を実践する法律事務所が本格的に普及すると、法律事務所は地域に立地するから、地域の人々や企業に対し、現実にリーガル・サービスを提供することになる。学生は、その実践の場に立ち会うことによって、地域とつながり、地域によって育てられるということになる。この関係は、医学教育における病院実習と基本的に変わらない。そうであれば、法科大学院も、その実務教育を担う法律事務所とともに、リーガル・サービスを求める人々がいる場所に所在すべきことになり、全国に分散配置されるべきとの要請も帰結される。

言い換えると、法科大学院が全国にくまなく配置される状況になってはじめて、実務と理論を架橋（融合・統合）した教育が確立されたことになる。この段階に至れば、「法科大学院の制度が整備され定着」（意見書 75 頁）したものと言え、上述の司法修習との連携不全の問題もおのずと解消されることになろう。

(38) 大学は法律事務所を経営できないので、事務所の設置者はそれぞれの弁護士でなければならない。したがって、法律事務所は、場所的に大学の構内にあっても、附属病院のような大学の部局ではない。拙稿「筑波大学法科大学院併設法律事務所の機能と構造」法曹養成と臨床教育 No.4（日本加除出版、2011 年）99-100 頁。

(39) 科研費臨床法学教育グループによる臨床法学全国クリニック調査報告書によると、2007 年の段階で、クリニック実施のための法律事務所があると回答したものは 15 校あった（臨床法学セミナー第 6 号）。しかし、その後、うち 8 校が募集停止となり、それ以外に 2 事務所が大学との関係を解消した。

12 法学部の位置づけと展望

法科大学院のあり方を上記のように定位するとき、法学部の位置づけはどのようなものになるか。

わが国の新制度のモデルとなった米国⁽⁴⁰⁾では、大学法学部（under graduateの法学教育課程）は存在せず、法学教育・法曹養成の担い手はロースクール（graduate schoolとしての）に一本化されている。学部段階ではリベラル・アーツ教育が想定され、入学者の選抜に用いられる統一的な適性試験であるLSAT（Law School Admission Test）においては、法律知識は問われない。また、わが国の司法修習にあたる課程もないので、法学教育はロースクール（3年制のJ.D.コース）の中で完結している。

韓国では、わが国の新制度スタートから5年後にロースクール（法学専門大学院）制度を導入したが、ここでは入学総定員が定められ、各校の定員にも上限（150人）が設けられるとともに、ロースクールを設置する大学は法学部を廃止することを求められた⁽⁴¹⁾。

これに対し、わが国では法科大学院と法学部が併存する状態が生じたが、両者の関係には混乱が見られる。この点、意見書では、「これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかった上、…法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言い難い」（61頁）との否定的評価を前提に、「法学部教育の将来像」としては、「法科大学院との役割分担を工夫」することを示唆し、副専攻制や早期終了制（飛び級）の採用を例示・提言する（71頁）

(40) 日本型ロースクール構想に関する議論は、柳田幸男弁護士の提言を嚆矢とする。柳田「日本の新しい法曹養成システム（上）（下）－ハーバード・ロースクールの法学教育を念頭において」ジュリスト1127号（有斐閣、1998年）111頁以下、同1128号65頁以下。

(41) 金昌祿「韓国ロースクール・システムの現状と課題」（公財）民事紛争処理研究基金編『法曹養成の新たなヴィジョンを模索する』（商事法務、2016年）所収43-44頁。

にとどまり、いささか冷淡な姿勢を示している。⁽⁴²⁾

しかし、法学部及び法学研究科（研究者養成大学院）は、法科大学院にとって、設立の母体となり、その後は運営を支援する機能を担ってきたから、この点は正当に評価されなければならない。しかし、司法試験において予備試験がスタートすると、これにより法曹資格取得期間が短縮できることから、法学部から予備試験を経て司法修習に入るコースが、あたかもメイン・ルートであるかのような様相を呈するようになってくる。⁽⁴³⁾しかも、法科大学院内部でも、その成績において法学既修者（2年コース）が法学未修者（3年コース）を凌駕しており、ここから法科大学院での学修は法曹養成に直結しない「迂路」であるとの印象が生まれている。この状況は、既修者を輩出する法学部の存在を背景とし、法科大学院を回避できる予備試験が足掛かりになって、新制度の構想（プロセスによる法曹養成）が崩れ、実質的に旧制度（試験という「点」による選抜）に逆戻りを始めたものと見られる。

まず、予備試験については、経済的理由等によって法科大学院に通うことができず、かつ、すでに十分な学識を備えた者に対する、補充的・救済的ルートであって、この制度の自体存在を不当とすることはできない。問題は、法科大学院の地理的な配置に大きな偏りがあること、法科大学院へのアクセスが困難な層が現実存在すること、また、法科大学院の教育内容が十分に魅力的で有益なものとなっていないために、これを回避しようとする動機が強いことにある。次に、法学部については、法科大学院との関係が未整理のままであることと、法科大学院教育の内容が十分に実務的でなく、法学部での理論教育との差異を主張できないことに問題の核心があ

(42) 拙稿「司法制度改革と新しい法曹の養成」上石圭一ほか編『宮澤節生先生古稀記念 現代日本の法過程 上巻』（信山社、2017年）所収230-231頁。

(43) 令和3年の司法試験の対受験者合格率を見ても、予備試験ルートの者が93.5%なのに対し、法科大学院修了者の平均は34.6%にとどまっている。データ出所は前注(31)と同じ。

(44) 前注(31)。

る。したがって、現在、法科大学院が衰退の危機にあるとしても、それは外部的要因によるものではなく、法科大学院自身の問題であり、突き詰めると、屢述した実務教育の不足に起因するものと言うべきである。

他方、法学部については、依然として独自の存在意義があるものと考えられる。1つには、法科大学院が所在しない地域での法学教育の提供である。司法制度改革は、もっと先を目指そうとしたものだが、現状は、この段階にとどまっていることは事実であり、法学部の役割は当分の間は失われることはないと思われる。ただ、法科大学院の法曹養成に特化した教育機関としての性格が完全に確立された後には、この役割は消失する方向にあるが、他方で、法科大学院が取り扱わない領域の研究・教育について、法学部の独自の存在意義が立ち現れてくると考える。すなわち、比較法、法制史ないし立法過程研究、法社会学、法哲学などは、実践的な職業教育の内容ではないとしても、一の科学として、それ自体で独立の価値を持つとともに、法曹を目指す者にとっても基礎的教養となるべきものである。これらの研究・教育は引き続き法学部が担うのに適しているし、⁽⁴⁵⁾意見書が「幅広い教育を目指す」（71頁）ことを示唆するように、新たな構想の下で新学部統合することでもよい。このような再構成・統合の動きは、法学部に限ったものではなく、現在進行している大学教育改革の一環として位置づけることができる。

なお、2020年4月から、法科大学院と連携協定を結ぶことにより、⁽⁴⁶⁾学部に連携法曹基礎課程を設けることができるようになった。⁽⁴⁷⁾これにより、最短、学部3年と法科大学院（既修）2年の合計5年間で司法試験の受験資格が取得できる道が開かれた（いわゆる「3+2」コース）。これは、

(45) 拙稿「新しい法曹養成制度における実務教育の位置づけ－法科大学院における臨床教育と司法修習」比較法研究73（有斐閣、2011年）92-93頁。

(46) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）6条。

(47) その設置状況は、https://www.mext.go.jp/content/20210927-mxt_senmon02-000018147_16.pdf（最終閲覧日：令和3年12月16日）。

既修者をメインに据えた制度であり、法科大学院制度の本来のコンセプトとは整合しない面がある。ただ、今まで手が付けられなかった法学部のあり方に光を当てたこと、大きくは学部教育における改革の1つの試みであること、また、法科大学院の所在しない地域における法曹養成の拠点になりうることは評価されてよく、当面は、その展開を見定めるのが相当と思われる。

13 おわりに

医学教育と法曹教育とは、いずれも専門職業人の養成を目的とする点では同質のものであり、前者が臨床教育を重視していることは当然のことであるが、法曹教育においては、実務教育はまだ十分な段階に達していない。そして、現在、法科大学院教育について、様々な問題や行き詰まりの状況が指摘されているが、それらは、いずれも実務教育の不足という同一の「根」から発していると見られる、その解決策は、実務教育を効果的に法科大学院に取り込むことであるが、その鍵は、法律事務所の設置にある。事務所を設置することで、法科大学院は地域的基盤を得てその存立基盤を強化するとともに、長期的には法科大学院の地域適正配置が実現され、司法制度改革の理念である「社会生活上の医師」が全国にくまなく行き渡る状況が現出し、もって、法の支配を強固に確立することになる。したがって、各法科大学院には、法律事務所の設置（共同利用・連携を含む）に向けた取り組みを早急に開始することが求められていると言える。

[追記]

香川大学は、2004年4月1日、法科大学院（香川大学・愛媛大学連合法務研究科）を設置した。これは、愛媛大学との連合大学院の形態をとった点でユニークであったし、四国で唯一のロースクールとして、四国4県の弁護士会が一体となってその設立・運営の支援にあたったことも、注目

された。同校は、2017年3月末をもって廃止のやむなきに至るが、その13年にわたる法曹養成と地域司法の充実に向けた取り組みの軌跡は、貴重な資産として両大学に、また、四国の地に残ったことは間違いない。この「種子」が、再び何らかの形で芽吹き、開花する時がくることを祈念して筆を擱く。

（やまぐち・たくお 弁護士）